

公益社団法人日本語教育学会 コンプライアンス規程

制 定	2021 年 12 月 26 日
	2021 年度第 4 回理事会
一部改定	2024 年 12 月 22 日
	2024 年度第 2 回理事会
一部改定	2025 年 5 月 25 日
	2025 年度第 2 回理事会

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の倫理規程の理念に則り、コンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程のコンプライアンスとは、法令遵守に加え、定款をはじめ本学会の諸規程、細則等の遵守も含まれる。

（基本方針）

第3条 本学会の理事・監事及び職員（以下「役職員」という。）及び委員会委員長は、本学会の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組織）

第4条 本学会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス・ワーキンググループ
- (3) 事務局

（コンプライアンス担当理事）

第5条 コンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）は、理事の中から会長が指名し、理事会の決議により任命する。

2 担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事案の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス・ワーキンググループの座長
- 3 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 4 担当理事は、定期的に理事会に対し、本学会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

(コンプライアンス・ワーキンググループ)

第6条 コンプライアンス・ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）

は、会長の諮問機関として、理事会の決議により設置する。

- 2 ワーキンググループは、担当理事を座長とし、会長の指名により代議員1名を含むメンバー2名を置く。うち1名を会長が副座長として指名する。
- 3 前項の3名を常任メンバーとし、必要に応じて若干名の非常任メンバーを補充することができる。非常任のメンバーは、担当理事が指名する。
- 4 前項の常任メンバーの任期は1期2年とする。
- 5 ワーキンググループは、以下の事項について、その諮問に答える。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事案についての対応
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
 - (5) その他、会長が諮問した事項
- 6 担当理事は、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議をいつでも招集することができる。

(事務局)

第7条 事務局は、学会事務局とする。

- 2 学会事務局長（以下「事務局長」という。）をコンプライアンス事務局の責任者とする。
- 3 事務局長は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる業務を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための施策等を検討し実施する。
- 4 事務局長は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項を担当理事及びワーキンググループに定期的かつ必要に応じて報告する。

(コンプライアンス違反事案への対応)

第8条 担当理事は、コンプライアンス違反事案が生じた際には、ワーキンググループを招集して速やかに事実関係を確認するとともに、理事会に報告し、是正および再発防止のために必要な措置をとる。

(議事録)

第9条 ワーキンググループの審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(報告・連絡・相談ルート)

第10条 役職員及び会員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を認識した場合は、速やかに事務局長に報告する。

- 2 事務局長は、前項の報告等でコンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちにその事実を担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行う。
- 3 事務局長は、前項の調査結果を担当理事に提出し、担当理事の指示により当該事案の対応策を実施する。

(通報者保護)

第11条 本学会は、通報者等が報告または相談したことを理由として、通報者等に対して、いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

(研修)

第12条 本学会は、役職員及び委員会委員長に対して、本学会の倫理規程及び本規程を含むコンプライアンスに関する事項について研修等を行うものとする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2021 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2025 年 5 月 25 日から施行する。